

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表を次のように改める。

局及び	組織		職務
	局	職	
主幹	局付	参事	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。
査員	副参事	副室長	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長及び病院建設部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
工事検査員	主席工 事検査員	主席工 事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
主任工 事検査員	副主 席工 事検査員	副主 席工 事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
査員	工事検査員	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を掌理する。
査員	査員	査員	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務

課		課	
副課長	幹 副技術	技術幹	課付
<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他に指定された事項について、技術幹を助け、職員の担任する事務を掌理する。</p>	<p>上司の命を受け、工事の設計・施工等に関する事務その他指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>	<p>上司の命を受け、課の特定事項に従事する。</p>
<p>務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。</p>	

第八条第一項の表を次のように改める。

名称		組織	
循環器・呼吸器病センター		部科室及びセンター 名	担当名
		<p>循環器内科 腎・高血圧内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部</p>	

	<p>がんセンター</p>	
	<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科</p>	<p>事務局長 管理部長 業務部長 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当 新館等準備担当</p>
	<p>検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部 看護部 地域医療連携室</p>	

<p>小児医療センター</p>										
<p>総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科</p>	<p>麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部</p>	看護部	治験管理室	地域連携・相談支援センター	緩和ケアセンター	臨床腫瘍研究所	図書館	事務局	<p>管理部 業務部</p>	
<p>総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>										

<p>事務局</p> <p>センター</p> <p>地域連携・相談支援</p> <p>治験管理室</p> <p>看護部</p> <p>岩槻診療所準備室</p>	<p>放射線科</p> <p>外科</p> <p>整形外科・リハビリ</p> <p>テーション科</p> <p>形成外科</p> <p>脳神経外科</p> <p>心臓血管外科</p> <p>皮膚科</p> <p>泌尿器科</p> <p>眼科</p> <p>耳鼻咽喉科</p> <p>歯科</p> <p>麻酔科</p> <p>病理診断科</p> <p>集中治療科</p> <p>救急診療科</p> <p>外傷診療科</p> <p>臨床研究部</p> <p>保健発達部</p> <p>放射線技術部</p> <p>検査技術部</p> <p>薬剤部</p> <p>栄養部</p> <p>臨床工学部</p>
<p>業務部</p> <p>管理部</p>	<p>総務・職員担当</p> <p>管財担当</p> <p>会計担当</p> <p>医事・経営担当</p>

精神医療センター			
第一精神科	第二精神科	第五精神科	第六精神科
第七精神科	依存症治療研究部	外来・地域支援科	療養援助部
検査部	薬剤部	栄養部	看護部
事務局	管理業	務部	
総務・職員担当	管財担当	医事・経営担当	会計担当
用度担当			
新病院準備担当	用度担当		

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	職	職務
医療安全管理室長	医幹	精神保健指導幹	
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任す	

部（事務局の部を除く。）及び室	小児医療センター	がんセンター	循環器・呼吸器病センター							
副部長	主席技師長	参事	通院治療部長	長 感染症対策部	医員	主査	医長	主幹	副室長	
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。	上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	る事務を監督し、事務を整理する。

		がんセンター								
		臨床腫瘍研究								
		科及び室								
技師長	主任研究員	主査	副技師長	看護師長	部長	副部長	主席主幹	主幹	主任研究員	
<p>上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。</p>	

		館 図書		
	主査	主幹	専門研究員	
	その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	

別表第二を次のように改める。

	職	職務
主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。	

別表第四を次のように改める。

	職	職務
主任専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物飼育、自動車の運転、試験作業、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	
専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物飼育、自動車の運転、試験作業、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。	

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。